

消費税率の引き上げで町の各種料金等が変わります

年金・医療・介護および少子化対策（社会保障4経費）の維持・充実の財源とするため『消費税法』等の改正が行われ、平成26年4月1日から、現行の消費税率5%が8%へ引き上げられます。これにより、下記の料金等に転嫁される消費税分が、平成26年4月1日から増額になります。

・水道料金 ※経過措置あり
・水道事業加入者分担金
・公共下水道使用料 ※経過措置あり
・農業集落排水処理施設使用料
※平成26年4月1日前から継続して使用している「水道料金」および「公共下水道使用料」については経過措置があり、平成26年5月検針分までは旧税率の5%が適用されます。
問い合わせ／上下水道課（☎581・2121内線261、262）へ。

・一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理手数料
問い合わせ／汚泥再生処理センター（☎582・0715）へ。

町教育委員会から各種募集のお知らせ

「学習サポーター・介助サポーター」登録者
町内小・中学校の児童・生徒の教科指導支援を行う「学習サポーター」、障害のある児童・生徒の介助を行う「介助サポーター」の登録者を募集しています。学校教育に理解があり、子どもたちと意欲的にかかわっていただける方は、町教育委員会へお申し込みください。

「さわやか相談員」
町教育委員会では、悩みや問題を抱える生徒やその保護者がいつでも気軽に相談できる開かれた学校づくりを推進しています。中学校内での相談、家庭や小学校への訪問相談等を行う「さわやか相談員」を募集しています。

「小学校理科支援員」
小学校で充実した理科授業を行うために、理科が得意で観察・実験活動等で教員の支援を行う理科支援員を募集しています。

共通
期限／2月28日(金)まで
定員／若干名
申し込み・問い合わせ／町教育委員会（☎581・2121内線521）へ。



受け付けます！

平成26年度「就学援助」の申し込み

町には、小・中学校にお子さんが通学していて、学用品の購入や給食費の支払いなどが経済的に困難な家庭に対し、就学費用の一部を援助する制度があります。就学援助費を希望される方は町教育委員会、または各小・中学校を通じて手続きを行ってください。

対象／「児童扶養手当法」による児童扶養手当を受給されている世帯（児童手当ではありませんのでご注意ください）
・申請する年、または申請する前年に町民税が非課税の世帯
・保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯
※この他にも援助を受けられる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

援助の内容／学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の一部
申請方法／4月から援助を希望する場合は、3月31日（月）までに教育総務課、または各小・中学校へ申請用紙等（申請用紙は、町教育委員会および町内の各小・中学校にあります）を提出してください。なお、4月1日以降も随時受け付けますが、申請時期により認定する月や援助金額が変わります。
問い合わせ／教育総務課（☎581・2121内線511、512）へ。

保険年金課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は必ず所得の申告を！

国民健康保険では、申告の内容によって税額や自己負担割合の計算、税の軽減判定、高額療養費の自己負担限度額の判定をします。未申告の場合は、軽減を受けられなくなったり、高額療養費の支給額が少なくなったりします。後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額で、被保険者一人ひとりに課されます。申告の内容によって、保険料の計算、「均等割額」の軽減算定や被保険者証の負担割合の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定をします。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者および世帯主は忘れずに申告してください。特に、次のような方は必ず町・県民税の申告をしてください。
・税法上の被扶養者
・前年中に収入がない
・非課税年金（遺族年金・障害年金）を受給している
・限度額適用認定証を保持している
・特定疾病療養受療証を保持している
問い合わせ／保険年金課（国民健康保険について☎581・2121内線113、115、後期高齢者医療について☎581・2121内線111）へ。

年金あれこれ

第3号被保険者の届け出について

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。第3号被保険者に該当したときの届け出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届け出が必要です。

平成25年の社会保険料のうち、平成25年10月1日以降に国民年金保険料の納付を開始された方には、平成26年2月に控除証明書が日本年金機構より送付されます。控除証明書に関することは熊谷年金事務所へお問い合わせください。
問い合わせ／熊谷年金事務所（☎522・5012）、または保険年金課（☎581・2121内線112）へ。
※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。



こんなとき	被保険者種別	届け出先
・配偶者である第2号被保険者が退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市町村
・本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	本人の勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例：厚生年金から共済組合へ加入)	第3号→第3号（種別は変わりませんが届け出は必要です）	第2号被保険者の勤務先